

令和 3 年度 財政健全化判断比率 及び資金不足比率の審査意見書

1 審査の期間

令和 4 年 7 月 22 日から令和 4 年 8 月 25 日まで

2 審査の概要

この財政健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「財政健全化法」という。)に基づき、国分寺市監査基準に準拠し、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に準拠されて作成されているか、また、計数の誤りはないか等に主眼を置き、提出書類との照合、関係所管からの説明聴取等により審査を行った。

3 審査の対象

(1) 健全化判断比率(財政健全化法第 3 条第 1 項)

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

(2) 資金不足比率(財政健全化法第 22 条第 1 項)

公営企業に係る資金不足額を対象とした事業規模に対する比率で、本市においては下水道事業会計(以下「下水道会計」という。)が対象となる。

4 健全化判断比率及び資金不足比率

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	令和 3 年度	令和 2 年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	— (△9.62)	— (△7.06)	12.10
② 連結実質赤字比率	— (△13.52)	— (△8.95)	17.10
③ 実質公債費比率	△0.6	△1.6	25.0
④ 将来負担比率	5.7	— (△1.6)	350.0

※上記表中の「－」はそれぞれ実質赤字額，連結実質赤字額，将来負担額（将来負担額に対し充当可能財源等が超過）がないことを意味している。「0」と表示しないのは，実質赤字比率，連結実質赤字比率，将来負担比率がマイナス比率（実質収支が黒字）となるためである。マイナス比率は（ ）で表示。

(2) 資金不足比率

(単位：％)

会 計 名	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
下水道会計	—	—	20.0

※上記表中の「－」は，下水道会計に資金不足額がないことを表している。

5 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 各比率の状況

① 実質赤字比率について

実質赤字比率において赤字額はなく，同比率は△9.62％となり，前年度と比較して黒字比率が 2.56 ポイント増加した。令和2年度の黒字比率は平成31年度と比較し増加（1.78 ポイント増）し，令和3年度も続けて増加している。

黒字比率が増加した要因は，分母となる標準財政規模は減となり，分子となる実質収支額は増となっているためである。実質収支額が増（対前年度5億9,599万6千円増）となったのは，歳出の減が歳入の減よりも大きかったためである。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率において赤字額はなく，同比率は△13.52％となり，前年度と比較して黒字比率が 4.57 ポイント増加した。連結実質赤字比率の黒字比率は平成28年度から減少していたが，令和2年度は増加し，令和3年度も引き続き増加した。

分母となる標準財政規模は前年度より5億4,185万8千円の減額となったものの，分子となる連結実質赤字額（黒字額）は前年度と比較して10億

8,517万5千円増の33億5,754万5千円となった。

一般会計等及び公営企業会計以外の特別会計（※1）の実質収支総額は、前年度から比べ8億6,363万4千円増（令和2年度は6億4,404万6千円増）となり、31億463万9千円（令和2年度は22億4,100万5千円）の黒字となった。黒字額が増加した大きな要因は、歳出の減少額が歳入の減少額よりも大きかったことにより、一般会計における実質収支額が5億9,599万6千円増となったことである。

公営企業の特別会計（※2）においては、資金の剰余額は前年度に比べ2億2,154万1千円の増となった。

※1 一般会計等とは一般会計、土地取得特別会計であり、公営企業会計以外の特別会計とは国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計である。

※2 公営企業の特別会計とは、下水道会計である。

③実質公債費比率について

本市の実質公債費比率は平成27年度からマイナス数値となり、令和3年度は1.0ポイント増加の△0.6%となった。令和3年度の実質公債費比率は平成31年度から令和3年度までの3か年の平均値であり、令和3年度と平成30年度の比率の差が数値に影響を与えることとなる。令和3年度の単年度実質公債費比率（約0.1%）は、平成30年度（約△2.9%）と比較すると約3.0ポイント増となった。また、前年度（約△0.8%）と比較すると約0.9ポイント増となった。

令和3年度の比率が平成30年度と比較し悪化した主な要因は、計算式の分子のうち、マイナスの構成要素となる「特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」が減となったことによる。これは災害復旧費等に係る基準財政需要額が減少したことなどによる。

④将来負担比率について

本市の令和3年度の将来負担比率は、5.7%となった。平成25年度からマイナスに転じ、平成30年度まで将来負担比率は比率のないマイナス数値であった。平成31年度は0.4%、令和2年度は比率のないマイナス数値であったが、令和3年度は5.7%となった。

今回将来負担比率が5.7%となったのは、計算式の分子のうち、マイナスの構成要素となる「地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額」が前年度と比較し12億818万5千円の減となったことによる。また、地方債現在高が増となったこと等により将来負担額が増となったことも、将来負担率が悪化したことの要因の一つといえる。

⑤資金不足比率について

本比率の対象となる公営企業会計（下水道会計）は資金不足が生じていない。

下水道会計は、資金の剰余額は2億5,290万6千円となっている。

（注）算定様式については別紙参照。

6 要望・意見

令和3年度も健全化判断比率及び資金不足比率は、政令で定めた早期健全化基準及び公営企業の経営健全化基準を下回った。

市財政は今後も扶助費等の増加が見込まれ、令和4年度は新たに新庁舎建設事業が開始する予定であり、多くの財源が必要となると見込まれる。

長期化する新型コロナウイルス感染症が市財政に与える様々な影響について引き続き注視しつつ、今後も将来を見据えた財政の健全化に努められたい。

別紙

- ア 実質赤字比率 一般会計等を対象とした実質赤字額が標準財政規模に対してどの位の割合になるかを示す指標である。

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- イ 連結実質赤字比率 全会計の実質赤字額が標準財政規模に対してどの位の割合になるかを示す指標である。

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ウ 実質公債費比率 一般会計等の負担する元利償還金等が、標準財政規模を基本とした額に対してどの位の割合になるかを示す指標である。比率は3年平均で表す。

$$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \left[\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \right]}{\text{標準財政規模} - \left[\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \right]} \times \frac{\text{に係る基準財政需要額算入額}}{\text{に係る基準財政需要額算入額}}$$

- エ 将来負担比率 一般会計等の将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対してどの位の割合になるかを示す指標である。

$$\frac{\text{将来負担額} - \left[\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \right]}{\text{標準財政規模} - \left[\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \right]} \times \frac{\text{に係る基準財政需要額算入額}}{\text{に係る基準財政需要額算入額}}$$

- オ 資金不足比率 公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの位の割合になるかを示す指標である。

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$